

アジア国際分業と沖縄自由貿易地域

安 田 信之助

1. はじめに

復帰 25 年を迎えた昨年、沖縄県は全国一の高失業率、全国最低の所得水準という長年の課題の克服の切り札として、全県自由貿易地域を目玉とする「沖縄経済特別区」構想を打ち出した。

これは、域内自由貿易化を目指す WTO や APEC 合意を先取りし、2001 年に県全域を関税免除の先進的自由貿易地域とする構想である。全県 FTZ 構想は、独自関税制度の創設をはじめ企業立地促進のための投資税額控除制度、法人税の軽減、投資損失準備金制度の拡充、地方税の課税免除、融資制度の拡充、入関手続きの簡素化・合理化などさまざまな企業誘致のためのインセンティブを盛り込んでいる。

全県 FTZ 構想に加え、ハワイ並みの観光客 500 万人を目指す国際観光・保養基地の形成、東アジアの情報交流拠点としてのマルチメディア・アイランド構想を核とする情報通信関連産業の集積促進等が、沖縄経済振興策の三大産業・経済政策の中身である。目標はアジア NIES の香港、シンガポールである。

復帰後 25 年間沖縄県民が願ってきた「自立経済」を規制緩和と特別措置という政策融合によって実現させようとするのが沖縄自由貿易地域構想である。

周知のとおり、世界には 600 を数える自由貿易地域がある。いずれも充実した物流インフラと国際企業を魅了する独自の制度を備えている。国際物流拠点としての沖縄の飛翔には物流を支える巨大な港湾、空港施設の整備のためのインフラ投資はもとより、貿易を担う人材・企業の育成と誘致、内外の企業の参入を促進する規制緩和が不可欠である。しかし、1 国 2 制度への批判、自由化の痛みを緩和する地場産業の保護策や特別措置等の問題と多くの課題が山積している。

いずれにしろ、今日のようにグローバル化・ネットワーク化した時代においては地域経済の発展政策においても国際社会との開かれた連携を機軸とする発展戦略が不可欠である。

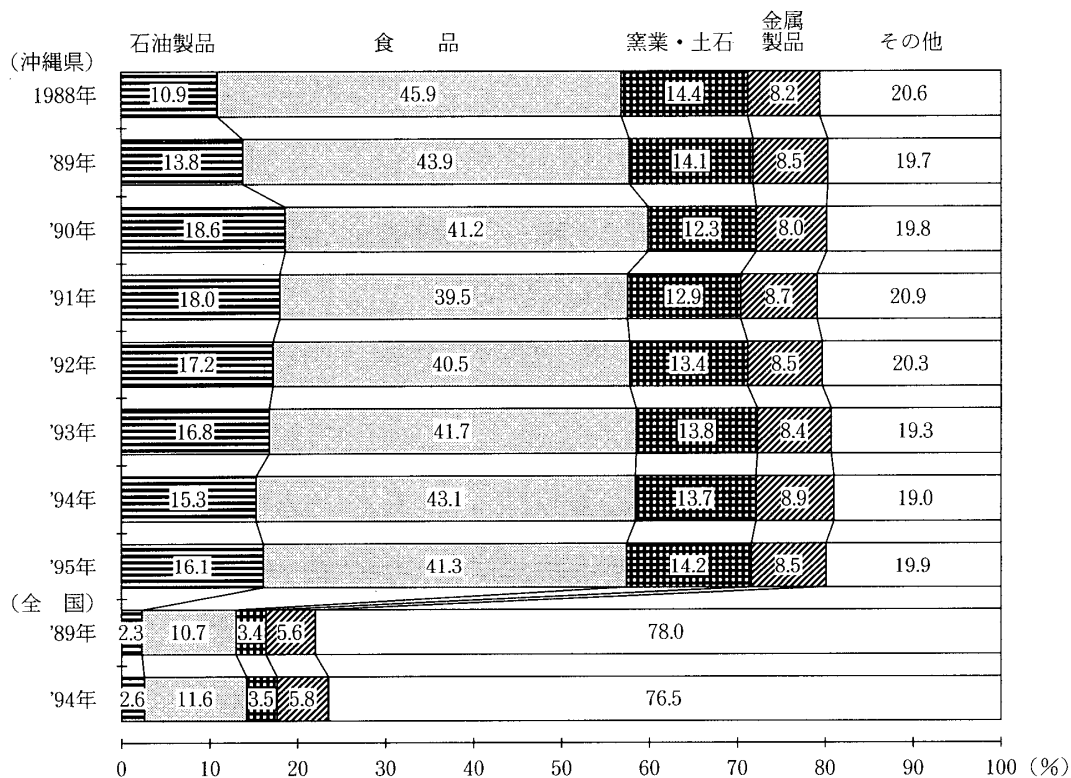
以下、まず初めに、地域経済の発展と沖縄自由貿易地域について分析し、次いで、アジア水平分業と沖縄特別自由貿易地域について論じ、最後に、沖縄特別自由貿易地域とスーパー FAZ 構想について考察する。

2. 地域経済の発展と沖縄自由貿易地域

1972年の本土復帰から25年間に政府は、総額4兆9,717億円の巨費を沖縄の振興・開発に注ぎ込んできた。5兆円近い振興開発費の9割以上が道路、下水道、港湾整備などの公共事業費として使われた。その結果、社会資本の整備は進んだが、反面、沖縄経済は公共投資など財政依存型の経済構造となり、沖縄の自立に必要な高付加価値で、競争力のある製造業など民間産業の育成は大きく立ち遅れたのである（図1参照）。

ちなみに、公的支出の県（国）民総支出に占める割合の推移をみると、沖縄県は復帰直後から全国を上回り、1974年度に36.6%となり、それ以降も30%台を超える構成比で推移し、1978年度には38.4%と最も高くなった。その後は漸次減少傾向で推移し、1988年度には30%を切り、平成2年度には過去最低の28.8%と落ち込んだが、1991年度から再び増加に転じ、1992年度には30%台に戻り、1993年度も増大し32.4%となったが、1994年度は前年度比0.7ポイント減の31.7%となった。1991年度以降の財政支出の構成比の増減には、政府の数次にわたる総合的な経済対策による公共投資の動向がかなりの影響を与えているものと思われる。

図1 主な製造品出荷額等の構成比（沖縄、全国）



（資料） 統計課「平成7年沖縄県の工業」、通商産業省「工業統計表」

（出所） 沖縄県「沖縄県経済の概要」平成8年版

また、公的支出の構成比を全国と比較すると、沖縄県は復帰の年を除き 29～39%の範囲で推移したのに対して全国は 15～20%の範囲で推移しており、沖縄県がおおむね 2 倍近くも高い。ちなみに、1994 年度は沖縄県が 31.7%、全国が 18.0%とその差は 13.7 ポイントとなっており、近年は差がやや縮小する傾向にある。

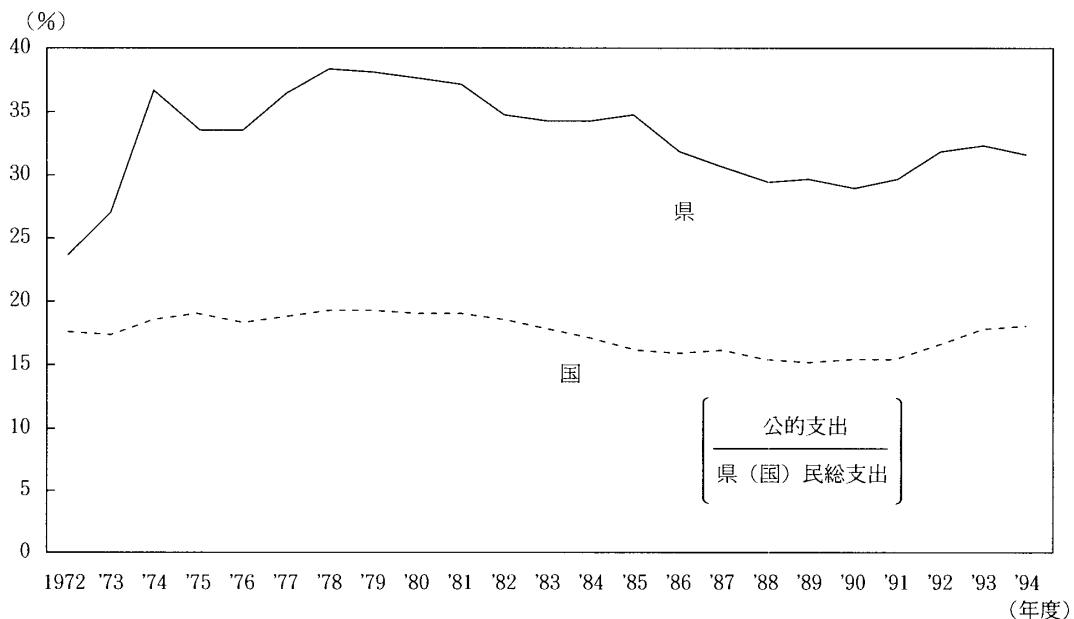
次に、「県民経済計算年報」で、1993 年度の各都道府県ごとの公的支出の構成比をみると、投資部門（公的総固定資本形成）は、島根県（15.7%）、高知県（15.7%）、長野県（15.6%）、宮崎県（15.2%）に次いで 15.2%と全国 5 番目となっているが、消費部門（政府最終消費支出）は、17.0%と全国で最も高くなっている。公的支出全体でも 32.2%と最も高く、2 番目の島根県（30.6%）より 1.6 ポイント高く、全国平均（17.2%）よりは 15.0 ポイントも高くなっている。

このように沖縄県における公的支出の占める割合は全国よりかなり高いものとなっており、復帰後、住民福祉や社会資本の充実が積極的に図られてきたことの反映であると同時に、沖縄県経済が財政主導型の構造となっていることを示している（図 2、表 1 参照）。

次に、沖縄県の歳入についてみると、県税を中心とした自主財源がおおむね 25%弱、国庫支出金や地方交付税を中心とした依存財源が約 75%強で推移してきた。しかし、1992 年以降、県税の伸びが思わしくないこと及び経済対策等に伴う国庫支出金の増加等により、依存財源に頼る度合いが増加し、1995 年度では自主財源の割合は 22.2%と低下し、依存財源が 77.8%と高まっている。

歳入の構成比を全国と比較すると、1996 年度で全国は自主財源 47.2%、依存財源 52.8%とほ

図 2 公的支出の構成比の推移



(出所) 図 1 に同じ

表1 県民総支出における民間、公的支出の割合（1994年度）

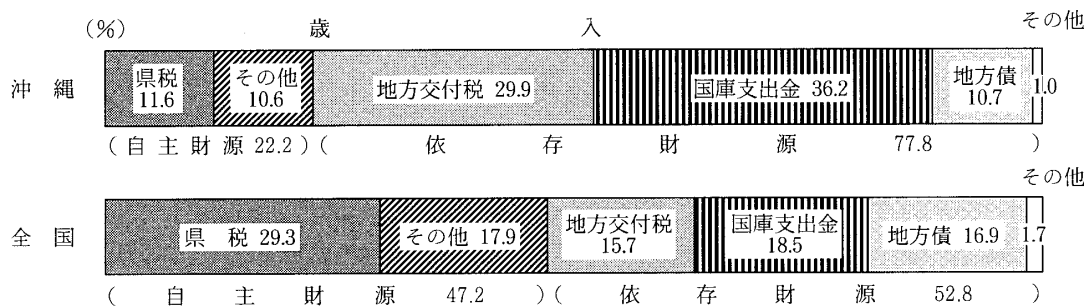
| 区 分 | 消 費 部 門 | | | 投 資 部 門 | | | |
|-------|---------|------|-------|---------|------|------|-------|
| | 民 間 | 公 的 | 合 計 | 民 間 | 設備投資 | 公 的 | 合 計 |
| 沖 縄 県 | 76.9 | 23.1 | 100.0 | 57.7 | 39.2 | 42.3 | 100.0 |
| 全 国 | 85.0 | 15.0 | 100.0 | 68.7 | 47.9 | 31.3 | 100.0 |

（資料） 経済企画庁「国民経済計算年報」、統計課「県民所得統計」

（注） 実質ベースである。

（出所） 図1に同じ

図3 県財政の構造比較（全国比較，1996年度）



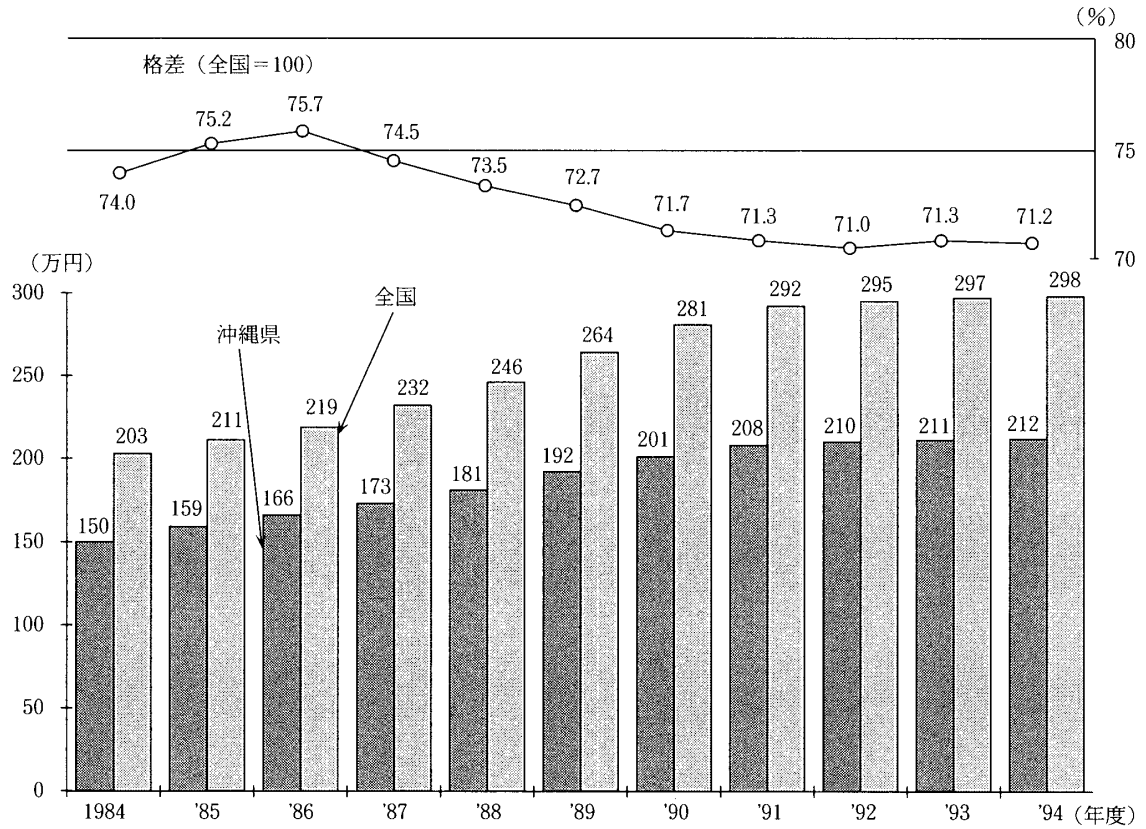
ば半々の割合となっており、沖縄県の自主財源の割合は全国的にもかなり低くなっている。特に県税の構成比は1995年度で沖縄県が11.6%であるのに対して、全国は29.3%となっており、沖縄県は全国の3分の1弱の割合しかなく際立って低くなっていることがわかる。沖縄県の県税を中心とした自主財源の増大が今後の県財政の課題となっている（図3参照）。

一人当たり県民所得の推移について見ると、1986年の全国平均を100とする沖縄の数字は75.2であったが、その後、1987年74.5、1988年73.5、1989年72.1と、他の都府県との格差はむしろ拡大しており、1994年には71.2%になっている（図4参照）。

次に主な製造品出荷額の構成比についてみると、沖縄県においては食品が圧倒的な比重を占め、次いで石油製品、窯業・土石、そして金属製品となっており、全国の製造品出荷額の構成比とは際立った違いをみせている。また、移（輸）出に占める各産業の割合を見ると、観光収入が1994年で45.8%と圧倒的な比重を占め、次いで石油製品、軍人・軍属消費支出、そして砂糖・パインの順となっている（図5参照）。

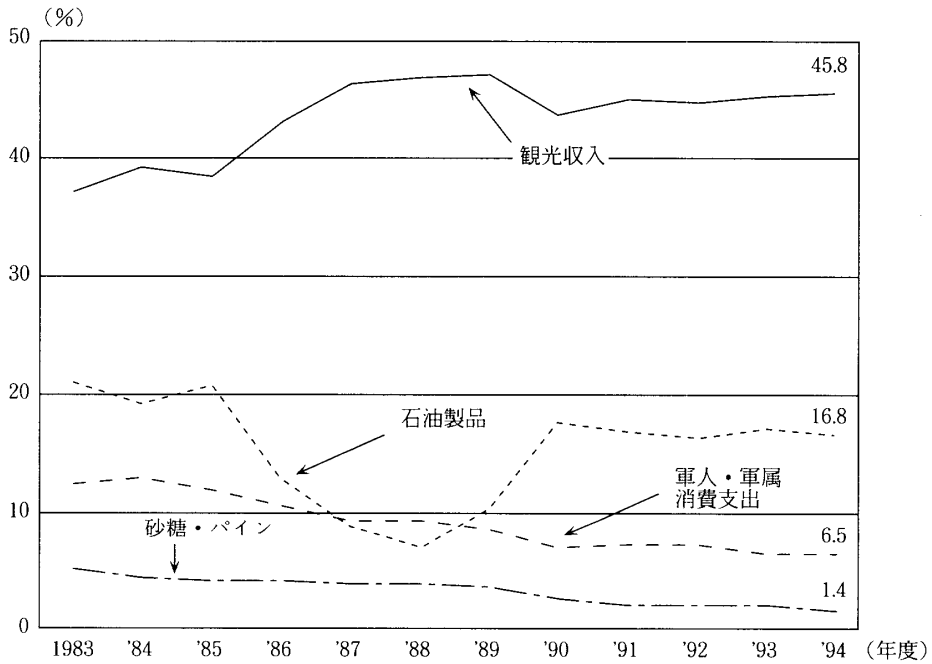
周知のように、1988年に沖縄振興開発特別措置法に基づいて設置されたのが、沖縄自由貿易地域である。自由貿易地域は、那覇市の米軍那覇軍港に隣接する面積約2万7000平方メートルの地域を自由貿易地域那覇地区として指定し、スタートした。これは地域内を関税がかからない保税地域として税制・金融面の優遇措置も組み合わせて、企業立地の促進と貿易の振興をはかるねらいであった。しかしながら、現実には開業時には27社あった入居企業は、その後相次いで

図4 1人当たり県(国)民所得の推移と所得格差



(資料) 統計課「県民所得統計」
 (注) 1人当たり国民所得は在庫品評価調整前である。
 (出所) 図1に同じ

図5 移(輸)出に占める観光収入の割合



(資料) 統計課「平成6年度 県民所得統計」
 (出所) 図1に同じ

表2 入居企業事業実績の推移

(商工労働部商業貿易課)

(単位: 100万円)

| | | 1988年 | 1989年 | 1990年 | 1991年 | 1992年 | 1993年 | 1994年 | 1995年 | 1996年 |
|--------|----|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|--------------|
| ○搬入額 | | 2,191 | 5,357 | 4,588 | 1,933 | 3,007 | 2,507 | 1,661 | 1,708 | 1,127 |
| 搬入先 | 県内 | 10 (0%) | 1,200 (22%) | 1,104 (24%) | 484 (25%) | 472 (16%) | 529 (21%) | 847 (51%) | 712 (42%) | 349 (31%) |
| | 県外 | 102 (5%) | 639 (12%) | 983 (21%) | 209 (11%) | 133 (4%) | 325 (13%) | 85 (5%) | 323 (19%) | 373 (33%) |
| | 国外 | 2,078 (95%) | 3,519 (66%) | 2,051 (55%) | 1,233 (64%) | 2,367 (79%) | 1,652 (66%) | 729 (44%) | 673 (39%) | 404 (36%) |
| ○搬出額 | | 2,218 | 5,421 | 4,848 | 2,600 | 2,840 | 3,063 | 1,825 | 1,981 | 1,610 |
| 搬出先 | 県内 | 1,460 (66%) | 4,145 (76%) | 4,012 (83%) | 1,976 (76%) | 2,182 (77%) | 2,290 (75%) | 1,130 (62%) | 1,138 (57%) | 870 (54%) |
| | 県外 | 161 (7%) | 1,074 (20%) | 755 (15%) | 588 (23%) | 618 (22%) | 771 (25%) | 639 (35%) | 793 (40%) | 736 (46%) |
| | 国外 | 597 (27%) | 202 (4%) | 81 (2%) | 35 (1%) | 40 (1%) | 2 (0%) | 56 (3%) | 49 (2%) | 5 (0%) |
| ○被雇用者数 | | 139人 | 134人 | 151人 | 127人 | 103人 | 82人 | 94人 | 112人 | 102人 |
| ○入居企業数 | | (27) 27 | (27) 27 | (27) 27 | (27) 27 | (27) 22 | (22) 19 | (19) 18 | (18) 13 | (13) 11 |

- (注) 1. ここでの数値は、暦年における期間のものである。
 2. 1988年は、7月1日から同年12月31日までの実績である。
 3. 入居企業数の上段()内は、年初の企業数、下段は年末の企業数である。
 ただし、12月31日での退去については、年末の企業数から除いて表示してある。
 4. 1992年は、5社の退去があり、当該企業の退去するまでの実績を加えている。
 5. 1993年については、退去した企業の実績は、含まれていない。
 6. 入退去の動向については下記のとおりである。
 1992年 退去5社
 1993年 退去3社
 1994年 退去2社、新規入居1社
 1995年 退去6社、新規入居1社
 1996年 退去2社

(出所) 沖縄県「自由貿易地域の現状と課題」

表3 自由貿易地域の入居企業一覧表

(1997.7現在)

| | 企 業 名 | 事 業 の 種 類 |
|----|----------------------|-----------------------|
| 1 | 沖縄フリーズン冷蔵(株) | 冷凍・冷蔵食品の保管, 仕分加工 |
| 2 | 沖縄フリーズンフーズ(株) | 水産物の輸入, 製造, 加工 |
| 3 | 日本くるまえばび養殖(株) | 農畜水産物の輸入, 卸売, 製造 |
| 4 | (株)プリマ | 家庭用品, 衣料等の輸入, 卸売 |
| 5 | 沖縄フリーズントレーディング(株) | 農畜産物, 酒類, 日用品の輸出入, 卸売 |
| 6 | (有)ワールドエンタープライズカンパニー | 装飾用ローソクの輸入, 卸売 |
| 7 | (有)沖繩通関社 | 輸入代行, 航空貨物の集貨, 発送 |
| 8 | (株)タイラトレーディングカンパニー | 家庭用電気製品, 種苗等の中継貿易, 卸売 |
| 9 | (有)山田宝石 | サンゴ原木, 宝石などの輸入, 加工 |
| 10 | (株)沖縄クローバー | 野菜缶詰, 農産保存食料製造業等 |
| 11 | (株)イミコム | 電子計算機・附属装置製造業 |

(出所) 表2に同じ

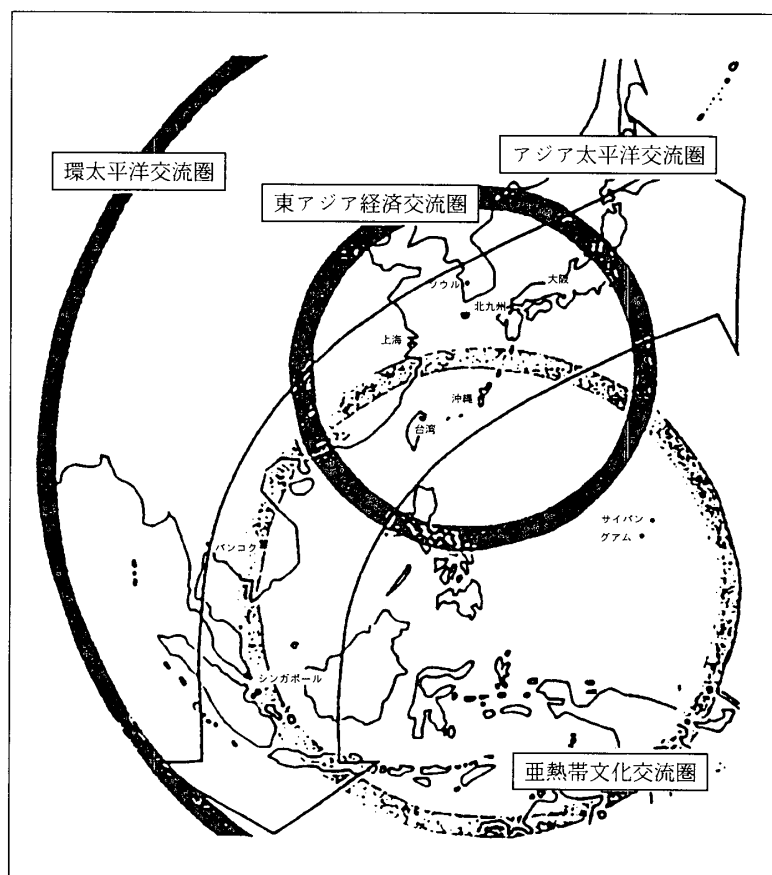
撤退し、現在は11社が残っているにすぎない。

その結果、同地域からの搬出額も1990年には約53億円あったのが、95年には約17億円に落ち込んでしまったのである(表2, 表3参照)。その理由としては、地域面積が狭く、入居企業の多くが中小企業であったため、制度のメリットを十分に生かしきれなかったことなどが指摘されている。加えて、コメや水産部など輸入割当品目の規制によって、十分な効果を発揮できなかったことなども無視できない要因の一つである。さらには、日本本土に移出する場合に、政府の方針によって原料と同じ高率の関税がかかったことなども影響している。

3. アジア水平分業と沖縄特別自由貿易地域

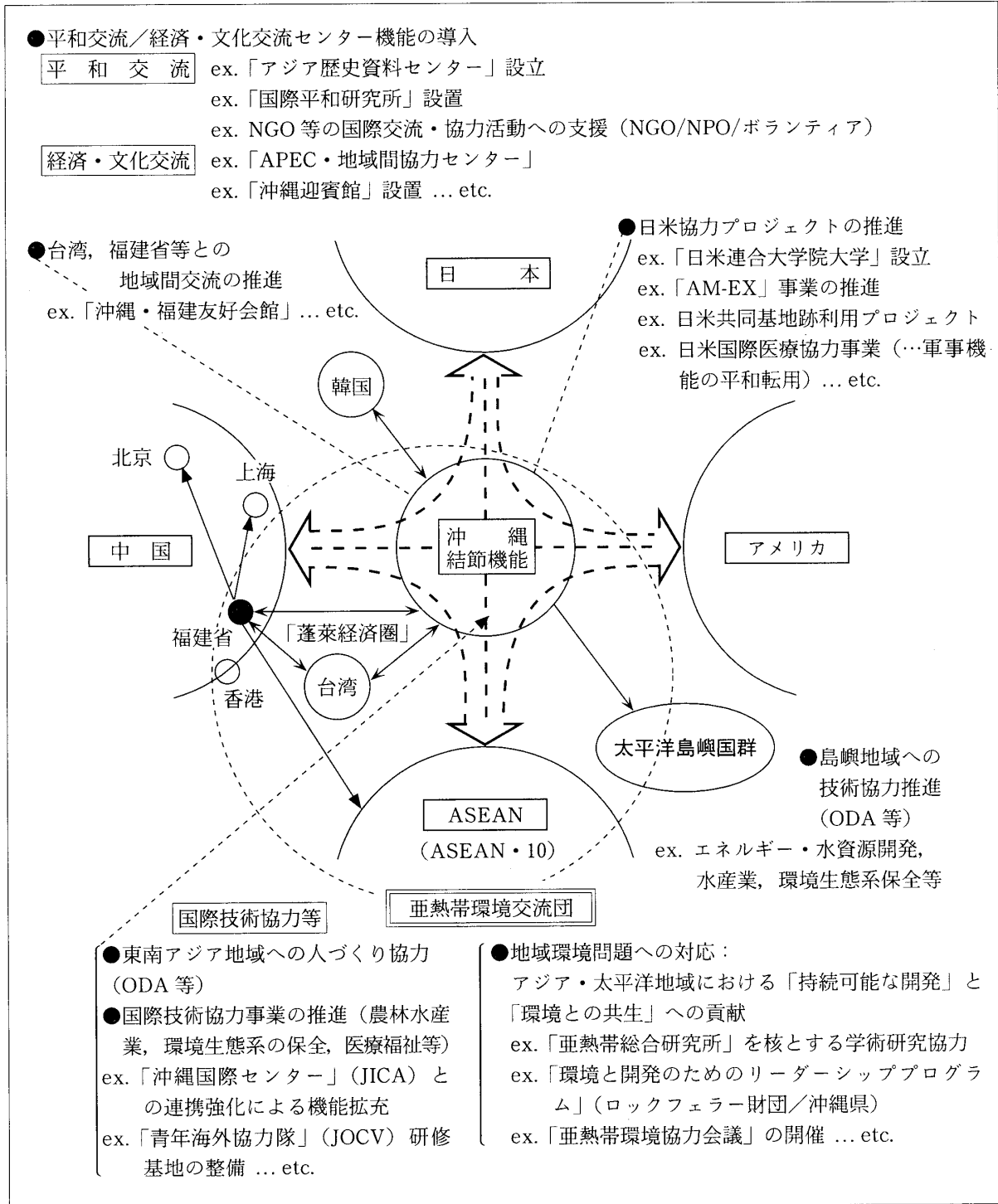
那覇を中心として地図に円を書くと、ソウル、マニラ、台北は東京より近く、ウラジオストック、北京が札幌より近いことが視覚的にわかる。沖縄は東アジアの中心に位置しており、東アジアに向かって開かれた経済拠点として、地勢学的に大きな可能性を有している(図6参照)。こ

図6 沖縄を取り巻く国際交流圏



(出所) 沖縄県「21世紀・沖縄のグランドデザイン」(平成9年4月)

図7 沖縄の結節機能を活用した交流圏の形成



(出所) 図6に同じ

のような立地上の利点を有効に活用した地域振興政策が求められているのである。企業誘致のための各種の優遇税制や徹底した規制緩和によって、沖縄のもつ地勢学上の比較優位性をより顕在化させることが重要である。こうした沖縄の地理的特性を生かし、沖縄の潜在的可能性を引き出

そうとするのが特別自由貿易地域構想である（図7参照）。

沖縄県は1996年に、2015年までに基地全廃を前提にした総合振興プラン、「国際都市形成構想」を発表した。これは①自由貿易地域の拡充による経済特区の形成、②ノービザ制の導入、③政府開発援助の活用など5分野の規制緩和策を中心とする振興政策であった。政府は、1996年9月に閣僚級で構成する「沖縄政策協議会」を設置して、沖縄振興策の検討を行ったが、各省庁は沖縄県の要望の多くが1国2制度につながるものだとして難色を示した。これを不満とする沖縄県は、1997年4月に「産業・経済の振興と規制緩和等検討委員会」を県独自で発足させ、基地依存型経済構造からの脱却を目指して、沖縄県全域を自由貿易地域とする構想を発表した。これは①2001年に全県を自由貿易地域に指定し、輸入関税をゼロにし、コメなどの輸入数量規制も撤廃する。②県内外からの沖縄県へのすべての投資を対象にした大規模な投資減税をできるだけ早期に導入する。③国際航空路線の自由な開設を柱とするオープンスカイ（航空自由化）政策の導入など、規制緩和を先取りした大胆な政策が中心となっている。

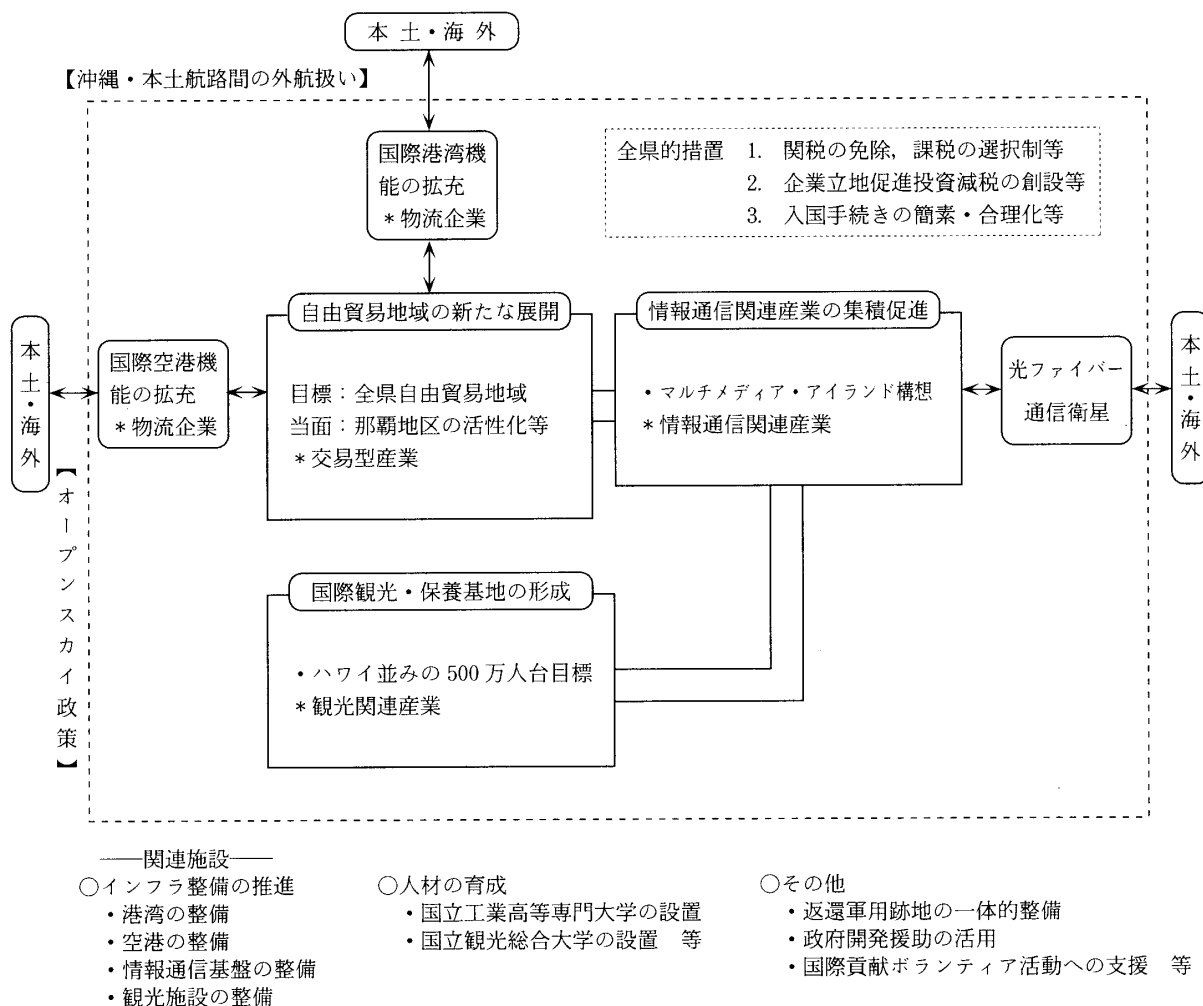
周知のように、アジア・太平洋地域は世界の成長センターである。アジア・太平洋地域は域内経済の相互依存関係が拡大・深化し、海外からの直接投資の増大によって経済発展を実現したのである。沖縄はアジア・太平洋の交流拠点という地勢学的な比較優位性をより有効に活用し、アジア水平分業活用型の経済構造への転換によって、基地依存型経済からの脱却が求められている。そのためにも沖縄の自由貿易地域は少なくとも国際的な水準を満たす米国のFTZ並みかそれ以上の優遇策の付与が必要である。輸入割当制からの解放、原料または製品課税の選択の自由などは不可欠であろう。これによってFTZの本来の機能である原料及び半製品輸入、製品移出・輸出の際の利点を活用した、アジア地域との国際水平分業の確立による経済の活性化が期待されているのである。

4. 沖縄特別自由貿易地域構想とスーパーFAZ構想*

前述したように、昨年、沖縄県は2001年に全県を自由貿易地域に指定する全県自由貿易地域構想を発表した。これは沖縄県の産業経済を取り巻く厳しい現状とグローバル化の進展による内外の経済的な動向を踏まえて、沖縄県の産業を活性化し、あわせて、雇用の拡大と内外価格差の是正による県民生活の向上を図ろうとする産業振興政策である。施策としては、関税法など輸出入を規制している関係法令を見直し、企業立地促進のための税制上の優遇措置など、制度面の充実をはかる。航空航路網の拡充及び空港・港湾などインフラストラクチャーの整備によって、輸送コストの低減をはかる。これらを一体的に推進するものである（図8, 9参照）。

具体的には、(1)関税などの免除:県全域を関税免除地域とし、県内に輸入される外国貨物につ

図8 「規制緩和等による新たな産業振興策」の概念図



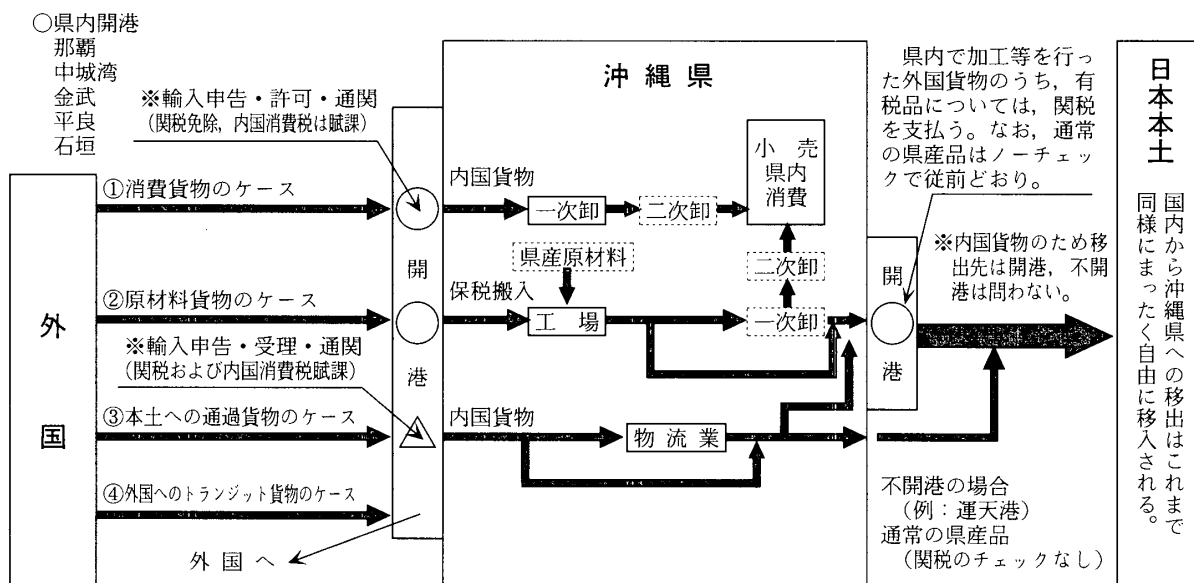
(出所) 沖縄県「産業・経済の振興と規制緩和等検討委員会報告書」

いて、一定品目を除き関税を免除する。また、関係法令の原則適用除外により一定品目を除き課徴金を免除する。(2)特恵措置的関税制度の導入：外国から輸入された原材料を使って県内で加工した製品を本土に移出する場合は、沖縄県が本土から遠く離れた離島県であることと、生産基盤の脆弱性を考慮し、特恵措置的な関税制度を導入する。(3) IQ 枠の撤廃など、輸入の自由化：輸入割当や関税割当制度で輸入が制限されている品目の輸入を自由化すること。(4)輸出入手続きの迅速化・簡素化：輸出入許可・承認などの権限の一元化を図るとともに、到着即時輸入許可制度の拡充及び輸出国審査の承認など、輸出入手続きの迅速化・簡素化を推進する。以上が具体的な施策である。

税制及び金融面の特例措置については(1)投資税額控除制度の創設、資本集約度の高い産業や設備更新期間の短い業種、市場の動向や技術展開の方向性が見通しにくい先端産業などの立地促進を図るため、投資税額控除制度を創設する。具体的な内容は、投資額の100分の50を最長10年

図9 全県自由貿易地域における外国～沖縄～本土間の物流に関するスキーム

- | | |
|---|---|
| <p>(1) 貨物の区分 外国から輸入される貨物については次のとおり。 ① 県内のみで消費される「消費貨物」 ② 県内の工場のみで使用される「消費貨物」 ③ 沖縄を経由して日本本土へ移出される「通過貨物」 ④ 外国から沖縄を経由する外国への「トランジット貨物」 に区分の上、輸入申告を行う。 このうち、①については内国消費税を支払った上で通関し、②については保税のまま工場に搬入、③については関税および内国消費税を支払った上で通関する。④については、トランジットのため関税や内国消費税は支払う必要はない。それぞれのケースについて、以下に図示する。</p> | <p>(2) 輸入業者等の登録 ○輸入業者等の物流業者 ○本土移出を取り扱う業者（工場も含む） については、登録制とし、税関検査等のため記帳を義務づけし、外国産の有税品目の本土への横流れを防止する。</p> |
|---|---|



(出所)「琉球新報」1997年9月2日号

間にわたり法人税から控除する。ただし、毎年度の控除限度額は当該年度の法人税額の100分の40とする。(2)法人税率の軽減。先進諸外国と比較して高水準にあるわが国の法人税率を沖縄県において全国に先駆け現行の37.5%から30%に軽減する。これによって、国内外からの企業立地の促進と県内企業の活性化を図るものとする。(3)自由貿易地域投資損失準備金制度の拡充。現在、自由貿易地域内の認定法人に対し、内国法人が出資などを行った場合、出資額の100分の40については損金算入が認められているが、全県自由貿易地域制度の導入にあたっては引き続き内容の拡充・強化を図るものとする。(4)地方税の課税免除など。事業税、不動産取得税及び固定資産税の課税免除などについては、現行制度の活用状況を踏まえ、その拡充・強化に努めるとともに地方交付税による減収補填について考慮するものとする。(5)融資制度などの拡充強化。沖縄振興開発金融公庫の「自由貿易地域等特定地域振興資金」の活用状況や、立地企業の意向などを踏まえ、拡充・強化を図るものとする。

以上の施策のほかに関連施策として、(1)運輸関連の規制緩和、離島県である沖縄県にとって運賃コストの低減が重要な課題となっていることから、沖縄県の立地特性と国際物流の動向などを

踏まえ、各種規制緩和の推進や空港・港湾使用料の軽減などにより、国内外とのネットワークの拡充と運賃の軽減を図る。(2)関連インフラ整備の推進。自由貿易地域の拡大展開に向け、港湾・空港・情報通信など基盤インフラの整備を推進する。

周知のように、1997年4月の沖縄県による「全県自由貿易地域構想」の発表以降、県内において、その是非をめぐってさまざまな議論が戦わされている。全県自由貿易地域の構想には、沖縄県工業連や農水関係の諸団体は、反対を表明し、沖縄県経営協議会は地域限定の自由貿易地域を主張している。沖縄県の試算によると、全県自由貿易地域の指定による経済効果は製造業出荷額で、5,800億円、雇用拡大効果が2万6000人、輸入物価の下落効果が6～9%となっている。

具体的には、食品加工が工業用出荷565億円、雇用人数2397人、酒類飲料がそれぞれ340億円、385人、医薬・化学が663億円、2484人、金属製品が408億円、1707人、一般機械331億円、1513人、電気機械917億円、5710人、その他製造業866億円、4345人、電子部品917億円、4308人、流通関連87億円、558人である(表4参照)。輸入品価格の低下率についてみると、食

表4 全県 FTZ による製造業の立地試算

| 業種区分 | 面積 (ha) | 原単位 (億円/ha) | 工業出荷 (億円) | 事業所数 (個所) | 雇用人数 | 備考 |
|---------|------------|----------------|--------------|--------------|--------|-----------|
| 食品加工 | 59 | 19 | 565 | 34 | 2,397 | 注参照 |
| 酒類飲料 | 34 | 20 | 340 | 6 | 385 | 注参照 |
| 医薬・化学* | 22 | 30 | 663 | 22 | 2,484 | 生物系医薬 |
| 金属製品 | 34 | 12 | 408 | 25 | 1,707 | |
| 一般機器 | 25 | 13 | 331 | 22 | 1,513 | |
| 電気機械 | 51 | 18 | 917 | 82 | 5,710 | |
| その他製造 | 51 | 17 | 866 | 65 | 4,345 | |
| 電子部品* | 34 | 27 | 917 | 32 | 4,308 | マルチメディア関連 |
| 製造計 | 311 | | 5,008 | 287 | 22,849 | |
| 流通関連 | 29 | 3 | 87 | 24 | 558 | 倉庫業 |
| 中南部計 | 340 | | 5,094 | 311 | 23,407 | |
| 北部・離島地域 | 40 | 19.5 | 780 | 32 | 2,678 | 原単位は業種平均 |
| 総計 | 380 | | 5,874 | 344 | 26,085 | |

(注)・除外品目の設定にともない食品加工、酒類飲料の立地が半減するものとした

・四捨五入、端数の関係で計等が一致しない場合がある

(資料) 1. 平成6年度工業統計表(用地用水編)全国ベースによる

2. 原則的に従業員規模50～99人のデータを使用

ただし*印の業種は合計のデータで代替

3. 倉庫業に関するデータは、「数字でみる物流96年版」および「第5回物流センサス 平成4年版」による

4. 面積は業種別に見た設定値である

ただし、北部離島の数値は平均値を使用

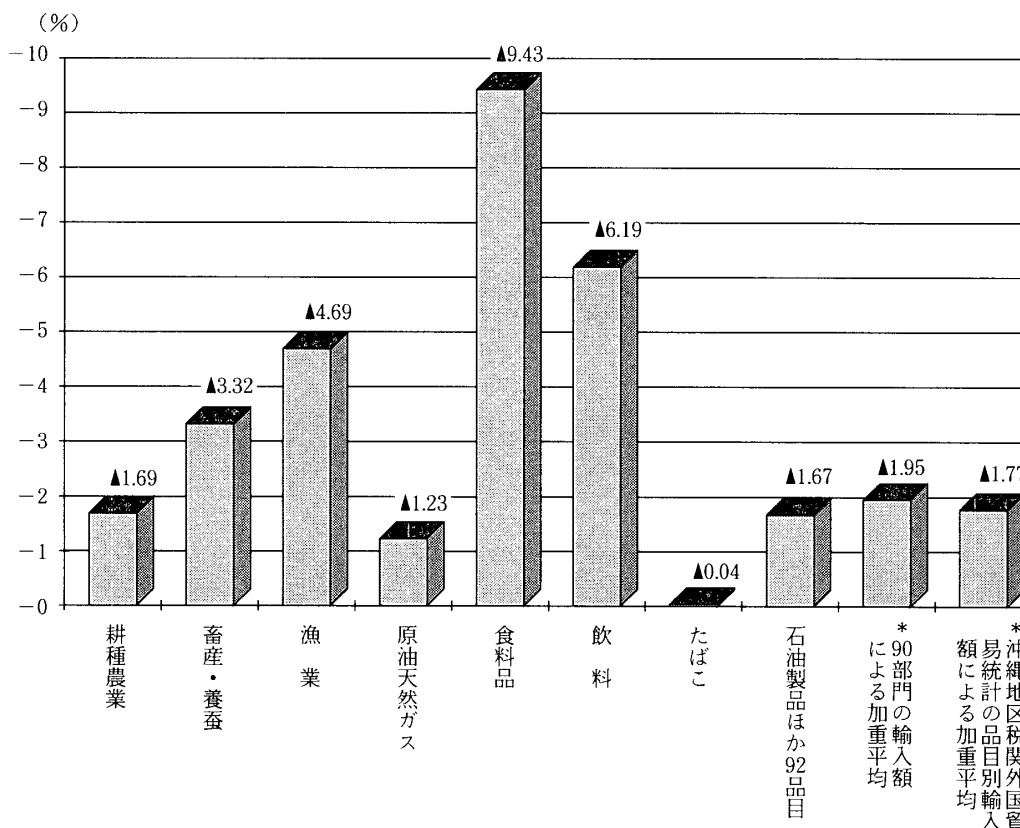
5. 原単位は面積当たり出荷額である

6. 工業出荷額は原単位×面積で算出

7. 流通関連は、倉庫業の「年間収益額」「年間入庫量」「敷地面積当たり入庫トン数」「従業員数」「事業所数」から原単位を算出し、各データを計算したもの

(出所) 図11に同じ

図 10 輸入品価格の低下率



前提 関税の引き下げが価格に直接反映し、関税率が輸入品の価格低下率とする。
 試算方法 全国産業連関表（1990年90部門）のデータを基に比率を算出した。
 （出所）「琉球新報」1997年10月21日号

料品が9.43%と最大で、以下、飲料6.19%、漁業4.69%、畜産・養蚕3.32%等となっている（図10参照）。

県内企業が心配している点としては、全県下で実施された場合は、関税フリーによって安い輸入品が県内に出回り、類似品を生産する県内企業が壊滅的な打撃を受けることにならないか。また、農業については、沖縄県の農業はすでにさまざまな保護・恩恵措置を受けており、フリーゾーンの導入によって産業・農業の保護は原則的には撤廃されるので、その影響を考慮に入れた保護措置が実施されているかどうかということである。いずれにしろ、全県型と地域限定型の利点と欠点の客観的評価、各企業への影響度の分析も不可欠である。また、県民生活にはどのような効果をもたらすか。これらについて可能なかぎり試算と説明が必要があろう。

周知のように、APECにおいて先進国は2010年までに貿易・投資の自由化をすることが約束されている。沖縄県の自由貿易地域構想はその早期の導入によって、それらを取りしよとする構想である。いずれにしても沖縄県の全県自由貿易地域構想は、沖縄県民と県内の市町村、各種産業界、各種団体などの間で十分な意志疎通を図り、実施のための合意形成が図られなければ

表5 各 国 の

| 名 称 | 沖縄自由貿易地域那覇地区 | 香 港 | ジュロン自由貿易地域 (シンガポール) | スービック再開発地域 (フィリピン) |
|-----------|---|--|---|---|
| 設置目的等 | <ul style="list-style-type: none"> 企業立地の促進 貿易振興 | <ul style="list-style-type: none"> 中国南部経済の貿易の窓口として発展 | <ul style="list-style-type: none"> アセアン諸国の貨物の中継貿易港として発展 | <ul style="list-style-type: none"> 米軍基地撤退に伴う地域振興 低廉な労働力による加工輸出の促進 |
| 設置状況 | <ul style="list-style-type: none"> 1987年指定 面積約2.7 ha | <ul style="list-style-type: none"> 1860年以降、香港島全島が自由度の高い港湾都市となっている。 | <ul style="list-style-type: none"> 1969年設置 ジュロン等の4つのコンテナターミナル及びチャンギ国際空港の周辺地域をFTZとして指定 | <ul style="list-style-type: none"> 1991年設置 面積14,000 ha (旧アメリカ海軍基地及び周辺の1市3町) |
| 企業誘致等の措置 | <ul style="list-style-type: none"> 特別償却(建物・機械) 特別土地保有税の非課税 不動産取得税及び固定資産税の減収補填措置 (日本の法人税実効税率49.98%) | <ul style="list-style-type: none"> FTZとしての税制優遇措置はない。 そもそも香港全体の法人税実効税率が低い(16.5%) | <ul style="list-style-type: none"> FTZとしての税制優遇措置はない。 そもそもシンガポール全体の法人税実効税率が低い(27%) パイオニア企業については地域内外を問わず5~10年法人税を免除 | <ul style="list-style-type: none"> 域内で生産の70%以上を輸出する企業に対し、国税及び地方税を免除(ただし、総所得の5%は特別税として支払う) (フィリピンの法人税実効税率35%) |
| 関税等の優遇措置 | <ul style="list-style-type: none"> 域内は保税地域(域内で蔵置、加工する場合、関税及び内国消費税がかからない) 域内での加工について原料より製品の関税率が低い場合でも製品課税を選択できない。 | <ul style="list-style-type: none"> 香港全体として以下の5商品を除き、無関税 ①アルコール飲料 ②葉たばこ及びたばこ製品 ③炭化水素油 ④化粧品 ⑤医薬品 香港にIQ制度はない | <ul style="list-style-type: none"> 域内は保税地域 シンガポール全体としアルコール飲料、自動車等の一部商品を除いて無関税 シンガポールにIQ制度はない | <ul style="list-style-type: none"> 域内は保税地域 生産の70%以上を輸出する企業に対し、輸入する原材料等の関税を免除 域内にDFS(免税店)を設置(外国人1,000ドル、フィリピン人200ドルが購入上限) |
| 港湾及び空港の状況 | <p>【那覇港(現在)】</p> <ul style="list-style-type: none"> -11 m バース 1,320 m 荷さばき用地 11 ha 平日昼間のみ稼働 <p>【那覇港(計画)】</p> <ul style="list-style-type: none"> -13 m バース 600 m コンテナターミナル 21 ha <p>【那覇空港】</p> <ul style="list-style-type: none"> 3,000m × 1 | <p>【クワイチュン・コンテナターミナル】</p> <ul style="list-style-type: none"> -12.2 m ~ 15 m バース 6,059 m ガントリークレーン 64 基 コンテナターミナル 217 ha コンテナ蔵置能力 144,700 TEU -15 m バース 4 (建設予定12) 24時間365日開港 | <p>【タンジョン・バガー他】</p> <ul style="list-style-type: none"> -11 ~ 15 m バース 7,931 m ガントリークレーン 97 基 コンテナターミナル 259 ha コンテナ蔵置能力 50,000 TEU -15 m バース 6 (建設予定7) 24時間365日開港 港湾手続の電子化 <p>【チャンギ国際空港】</p> <ul style="list-style-type: none"> 4,000 m, 3,355 m | <p>【スービック港】</p> <ul style="list-style-type: none"> 艦船修理中心 (整備中) |

(出所) 通商産業省

FTZ の 比 較

| 高雄輸出加工区 (台湾) | 馬山輸出自由地域 (韓国) | 深圳経済特別区 (中国) | ニューヨーク外国貿易地帯 (米国) |
|--|--|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ・外資誘致による輸出振興 | <ul style="list-style-type: none"> ・外資誘致による輸出振興 | <ul style="list-style-type: none"> ・外資誘致による輸出振興 | <ul style="list-style-type: none"> ・貿易振興 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・1965年設置 ・面積 68.36 ha ・製品の全量輸出が原則 ・生産可能製品は精密機械等 27 種に限定 ・台中 (26 ha), 楠梓 (98 ha) にも設置 | <ul style="list-style-type: none"> ・1971年設置 ・面積 80.3 ha ・製品の全量輸出が原則 ・入居可能業種 (事務機器, 電機・電子機器, 通信設備, 医療・精密機器) | <ul style="list-style-type: none"> ・1980年設置 ・面積 20 万 ha (深圳市全体が経済特区) | <ul style="list-style-type: none"> ・1934年設置 ・全米で 210 以上の FTZ がある。 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・地域内外を問わず, 産業高度化促進法適用企業は, 営利事業所得税 (法人税) が当初 5 年間免税される。 ・(台湾の法人税実効税率 25%) ・営業税 (売上げから仕入れを引いた額の 5% を 2 カ月に 1 度ずつ課税) が免除される。 | <ul style="list-style-type: none"> ・外国からの投資に対し, 法人税の 5 年間免除 (その後 3 年間は 1/2) ・資本財として導入されるものには物品税を免除 ・(韓国の法人税実効税率: 課税標準 1 億ウォン以下 19.35%, 1 億ウォン超過部分 32.25%) | <ul style="list-style-type: none"> ・企業所得税 (法人税) が投資して黒字が出てから 2 年間免除, その後 3 年間は 1/2 ・(中国の法人税実効税率 33%) | <ul style="list-style-type: none"> ・連邦政府の優遇措置はない ・(米国の法人税実効税率 41.3% (カリフォルニア州の場合): 州により税率は異なる) |
| <ul style="list-style-type: none"> ・域内は保税地域 ・自家用に供する輸入した機械設備・原料等について関税が免除される。 | <ul style="list-style-type: none"> ・域内は保税地域 | <ul style="list-style-type: none"> ・域内に沙頭角, 福田, 塩田港の 3 つの保税区域がある。 | <ul style="list-style-type: none"> ・域内は保税地域 ・域内での加工について原料より製品の関税率が低い場合でも製品課税を選択できる (選択関税)。 |
| <p>【高雄港】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・-10.5~14 m バース 5,660 m ・ガントリークレーン 43 基 ・コンテナターミナル 194 ha ・コンテナ蔵置能力 65,000 TEU ・-15m バースなし (建設予定 3) ・24 時間 365 日開港 | <p>【釜山港】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・-12.5~14 m バース 2,857 m ・ガントリークレーン 22 基 ・コンテナターミナル 115 ha ・コンテナ蔵置能力 66,000 TEU ・-15m バースなし (建設予定 4) ・24 時間 365 日開港 | <p>【塩田港】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・-14 m バース 1,400 m ・ガントリークレーン 6 基 ・コンテナターミナル 50 ha ・コンテナ蔵置能力 18,000 TEU ・-15m バースなし ・24 時間 365 日開港 | <p>【N. Y. ニュージャージー港】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・-12 m バース 8,020 m ・ガントリークレーン 49 基 ・コンテナターミナル 558 ha ・24 時間 365 日開港 |

表6 沖縄振興

| 名 称 | 特別自由貿易地域（新設） | 自由貿易地域（拡充） | 工業等開発地区（拡充） |
|---------|--|--|--|
| 概 要 | 新たな地区を指定 | 現行地区の立地企業に対する支援措置の拡充 | 現行地区の立地企業に対する支援措置の拡充 |
| 想 定 地 域 | 中城湾新港地区 豊見城地先 | 那覇地区（現行） | 名護市，石川市，読谷村，具志川市，沖縄市，勝連町，宜野湾市，西原市，南風原町，佐敷町，糸満市の11市町村 |
| 対象業種等 | 製造業，倉庫業及びこん包業 | 製造業，道路貨物運送業，倉庫業，こん包業及び卸売業 | 製造業，電気業，道路貨物運送業，倉庫業，こん包業及び卸売業 |
| 国 税 | ①立地促進所得控除 域内の新設法人に対し，所得の35%を10年間非課税 〔35%の所得控除により 実行税率（法人税，法人県民税，法人市民税及び法人事業税）は，現行49.98%に対し，約32.5%にしたのと同じ効果がある。〕 | ①投資税額控除（新設） 建物の8%，機会の15%を税額控除（法人税額の20%，控除対象取得額20億円が上限，4年間繰越し） ②特別償却 建物25%，機械50% ③自由貿易地域投資損失準備金 特定株式等額の40%を限度額として積立（5年間据置，7年間均等償却） | ①投資税額控除（新設） 建物の8%，機械の15%を税額控除（法人税額の20%，控除対象取得額20億円が上限，4年間繰越し） ②特別償却 建物20%，機械34% ③海外投資等損失準備金制度の適用 特定株式等額の12%を限度額として積立（5年間据置，5年間均等償却） |
| 地 方 税 | ①事業税（5年），不動産取得税及び固定資産税（5年）の課税免除に伴う減収補填 ②特別土地保有税の非課税 ③事業所税の非課税等（新增設非課税，資産割1/2） | ①事業税（5年），不動産取得税及び固定資産税（5年）の課税免除に伴う減収補填 ②特別土地保有税の非課税 ③事業所税の非課税等（新增設非課税，資産割1/2） | ①事業税（5年），不動産取得税及び固定資産税（5年）の課税免除に伴う減収補填 ②特別土地保有税の非課税 ③事業所税の非課税等（新增設非課税，資産割1/2） |
| 関 税 | | ①選択関税制度の導入（新設） 一定品目を除き，加工業において製品関税率を適用できる。 | |
| 問 題 点 等 | ●事業者の要件によっては，適用の事業者のない非現実的な制度になる可能性あり（全ての事業所が域内にあり，常時雇用者数50人以上等） | ●選択税関制度は対象除外品目により，効果はなくなるおそれあり。 | |

(出所) 通商産業省

関係税制一覧表

(1998年3月)

| 情報通信産業振興地域 (新設) | 観光振興地域 (新設) | 創造的中小企業支援 (拡充) | 沖縄型特定免税店制度 (新設) |
|---|---|--|--|
| 新たな地区を指定 | 新たな地区を指定 | ベンチャー法 (中小企業の創造的企業活動の促進に関する臨時措置法) に基づく事業化設備等投資促進税制の対象業種及び税額控除率の拡充 | 対象品目が酒や貴金属等8品目に限定されている現行の戻税制度とは別個の制度として、本土の旅行者をも対象としたデューティーフリーショップ制度を空港に創設 |
| 工業等開発地区指定都市那覇市、浦添市等 | 沖縄本島西海岸等のリゾート法重点整備地区+α | | |
| 情報記録物製造業、電気通信業、映画・ビデオ制作業、放送業、ソフトウェア業及び情報処理・提供サービス業 | リゾート法の対象施設 (スポーツ・レクリエーション施設、教養文化施設、休養施設、集会施設) 及び販売施設 | ベンチャー法の対象業種 (製造業、印刷業、ソフトウェア業、サービス業、情報産業等を追加) | 小売業 |
| ①投資税額控除 建物の8%、機械の15%を税額控除 (法人税額の20%、控除対象取得額20億円が上限、4年間繰越し) | ①投資税額控除 建物の8%、機械の15%を税額控除 (法人税額の20%、控除対象取得額20億円が上限、4年間繰越し) | ①投資税額控除 (拡充) 建物の8%、機械の15%を税額控除 (法人税額の20%、控除対象取得額20億円が上限、4年間繰越し) ※現行は機械の7%を税額控除 | |
| ①事業税 (5年)、不動産取得税及び固定資産税 (5年) の課税免除に伴う減収補填 ②特別土地保有税の非課税 ③事業所税の非課税等 (新增設非課税、資産割1/2) | ①事業税 (5年)、不動産取得税及び固定資産税 (5年) の課税免除に伴う減収補填 ②特別土地保有税の非課税 ③事業所税の非課税等 (新增設非課税、資産割1/2) | | |
| | | | 1人20万円を対象限度額として関税を免除する。対象品目は、酒、腕時計、香水等現行の観光戻税対象8品目以外のもの。 |
| | ● 宿泊施設は対象外である。 | | ● 空港に限られたため、ダイエー、ジャスコ等が構想を進めている国際ショッピングモール構想の支援にはならない。 ● 消費税は対象外である。 |

図 11 特別自由貿易地域と一般地域との実効税率比較

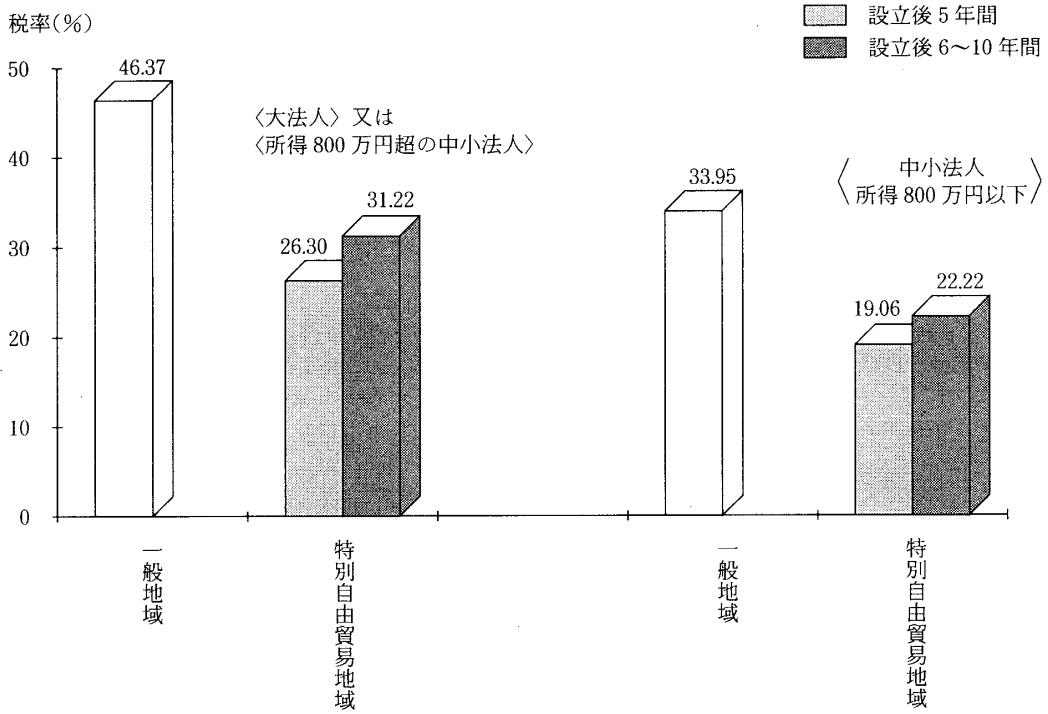


図 12 自由貿易地域及び工業等開発地域

(1998 年 3 月)

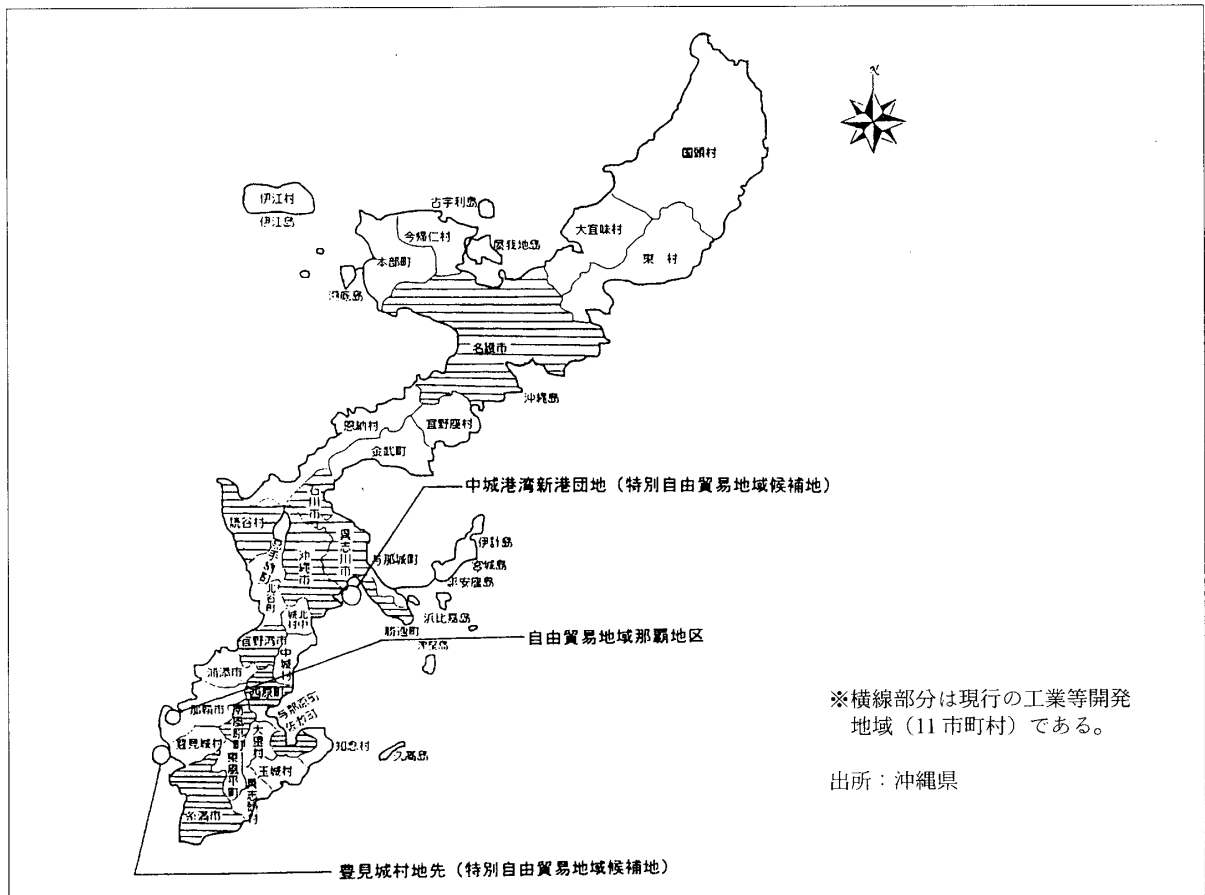
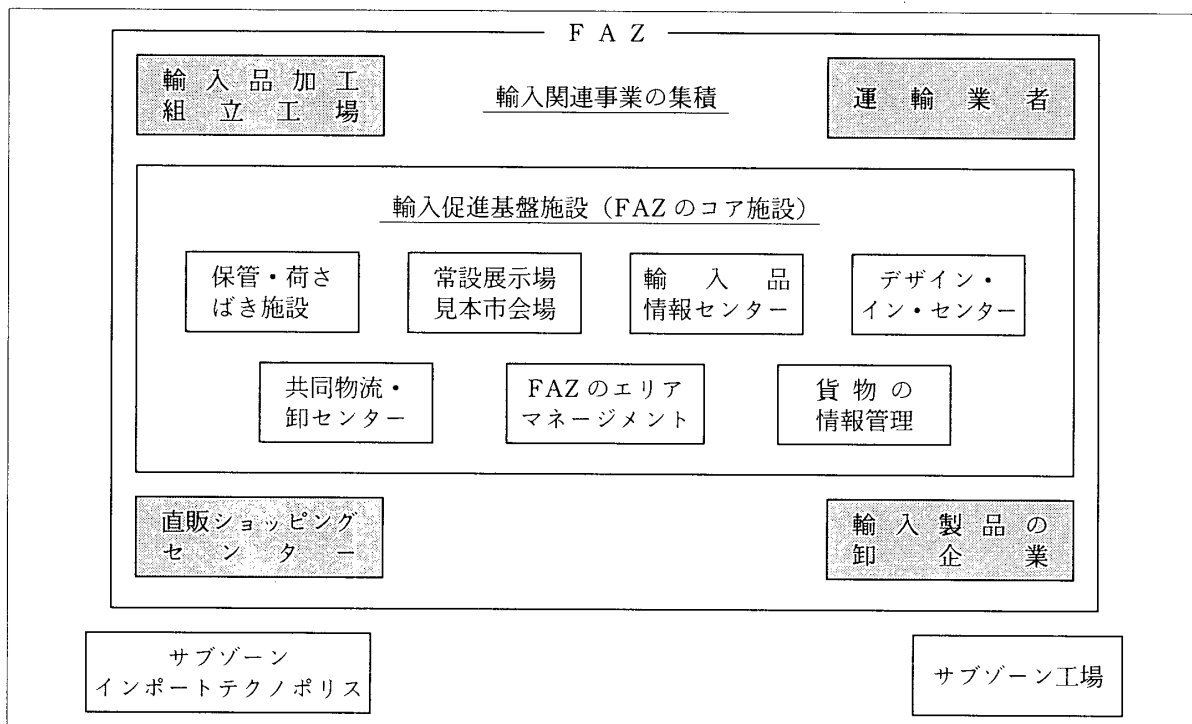


図 13 スーパー FAZ の概念



(注) 通商産業省の「FAZの概念」に筆者が加筆した。

ならない。そのためには若干の時間的猶予が必要であり、現時点では2001年の全県自由貿易構想の導入は困難な情勢である。どのような自由貿易地域が沖縄にふさわしいのか。産業界をはじめ各団体はさまざまな角度から議論し、多様な意見やアイデアを統合し、沖縄型の特別自由貿易地域をつくり上げる必要がある（世界各国のFTZについては表5参照）。いずれにしろ、自由貿易地域構想は、財政依存・基地依存体質からの脱却を図る沖縄県の21世紀へ向けた沖縄振興の切り札として有効に活用しなければならない（沖縄振興関係新税制については表6、図11参照）。

沖縄の自由貿易地域構想を日本型のFTZの先進的なモデルとして、1国2制度に近い大胆な特典を付与し、まず成功させることが重要である。そして、我が国ですでに導入されているFAZ（輸入促進地域）にアメリカ的なFTZの機能を加え、スーパーFAZとして順次活用していくことが要請される（図13参照）。そうすれば、1国2制度の非難も避けることができるし、地域経済の振興策はもとより、我が国の産業空洞化防止策としても有効な政策となろう。スーパーFAZ構想を活用することを提案する次第である。

5. おわりに

以上、地域経済の発展と沖縄自由貿易地域について分析し、次いで、アジア水平分業と沖縄特別自由貿易地域について論じ、最後に沖縄特別自由貿易地域とスーパーFAZ構想について考察

した。

1990年代は社会主義経済の崩壊と市場経済の世界的な拡大によって特色づけられる。経済のグローバル化、ネットワークの進展は世界最適調達を可能にした。これはまた世界的な大競争時代の幕開けでもある。今日のようなグローバル化・ネットワーク化の時代においては地域発展の政策のあり方も根本から変わってくる。グローバル化時代においては、地域経済の発展においても国際社会との開かれた連携を機軸とする地域発展政策が求められているのである。沖縄自由貿易地域構想は、全島であれ地域限定であれ、世界の成長センターであるアジアとの国際分業を基礎とする開かれた連携が不可欠である。その成否のカギは、ひとえに、香港やシンガポール等のアジア地域のFTZに比較しても遜色のない大胆なインセンティブを付与できるかどうかにかかっている。

* スーパー FAZ 構想は、1995年の第49回アジア政経学会全国大会において、筆者が提唱した構想である。

《参考文献》

- 沖縄県 [1996] 『国際都市形成構想』
 ——— [1996] 『基地返還アクションプログラム』
 ——— [1997] 『沖縄県勢のあらまし』
 ——— [1997] 『沖縄県産業創造アクションプログラム』
 ——— [1997] 『産業・経済の振興と規制緩和等検討委員会報告書』
 ——— [1997] 『沖縄経済の概況』
- Yasuda Shinnosuke [1997] “Hollowing-out Japanese Industry and Inward Investment Promotion Policies” Noboru Kita, Fumitaka Nakamura, Shinnosuke Yasuda, Kouichi Iwano, *Regional Development and the Government Role in Japan*, Nihon Keizai Hyoron sha Publishing Co., Ltd. 所収
 ——— [1997] “Regional Development and Local Import Promotion Policy” Noboru Kita, Fumitaka Nakamura, Shinnosuke Yasuda, Kouichi Iwano, *Regional Development and the Government Role in Japan*, Nihon Keizai Hyoron sha Publishing Co., Ltd. 所収
- 安田信之助 [1995] 「環日本海圏と地域発展政策」『地方自治研究』Vol. 10, No. 1
 ——— [1997] 「沖縄自由貿易地域とスーパー FAZ 構想」『日本地方自治研究学会第14回全国大会論文集』
 ——— [1997] 「国際協調型産業構造の構築と我が国の対内投資促進政策」『城西大学経済経営紀要』第15巻第1号
 ——— [1997] 「沖縄自由貿易地域とスーパー FAZ 構想」『地方自治研究』Vol. 13, No. 1
- 琉球新報 [1997] “FTZ 段階的拡大求める” 10月21日号
 ——— [1997] “経済自立へ向け模索始まる” 12月31日号
 ——— [1998] “企業の自助努力が重要” 3月13日号
 ——— [1998] “台湾からの投資に期待” 3月16日号
 ——— [1998] “沖振法改正案” 3月19日号

———— [1998] “海運規制緩和等追加” 3月23日号

(沖縄県及び協同組合沖縄フリーストリードゾーンの平良理事長、佐久本常務には資料の提供、現地調査等で格別の協力を賜わった。記して感謝申し上げます。なお、本稿は平成8年度城西大学学長所管研究奨励金による研究成果の一部である。併せて感謝申し上げます。)